

核実験被災船員救済に向けて新たな展開を

ービキニ国賠訴訟・高知地裁判決後の取り組みー

2018年8月2日 太平洋核被災支援センター

示された被災船員救済の検討

ビキニ事件を意図的に隠し続けて「国の継続的不法行為」を糾すことと、被災漁船員の救済の道を拓くこと、第5福竜丸以外に多くのマグロ船と漁船員が被ばくしたビキニ事件を知らしめていくことを目的にして、訴訟を起こしました。

国が60年余闇に葬り続けてきたビキニ事件の真相について、初めて司法の場で明らかにしたことは、歴史的な大きな成果でした。

7月20日高知地方裁判所で判決が出ました。判決内容は20年の除斥期間を経過し、損害賠償請求権は消滅しているとして、原告の請求を棄却する不当判決でした。

漁船員が被災したことは認めましたが、その救済を求める直接の法律はないという、地裁判決です。しかし、そのこと踏まえて、裁判長は判決の最後で、

「個々の漁船員が被ばくしたこと、被曝と健康状態の悪化との因果関係を立証することが困難を伴うことが否定できない。そうすると、長年にわたって顧みられることが少なかった漁船員の救済の必要性については改めて検討されるべきとも考えられる」

「広島と長崎の原爆被爆者に適用されている被爆者援護法から国賠法に基づく損害賠償請求によって司法的救済を図ることは困難であり、立法府及び行政府の一層の検討に期待するほかない」

と指摘しました。漁船員が被災したことを認めた上で、政府に被災漁船員への救済の道を求めています。判決で因果関係の立証の困難性を否定せず、救済の必要性について立法府と行政府に検討を求めたことは、全国の存命の被災漁船員の救済への道を拓く可能性を示しています。

高齢の原告の漁船員、遺族の健康状態が懸念されます。病気と闘いながら高齢となられた原告の状況を踏まえると、時間的な猶予がありません。今後は、被災漁船員を救済する道を最優先にし、一日も早く実現することが求められています。今後の取り組みとして次の点を確認しています。

船員保険の実現と救済において

- 1 原告の了解をえて、高松高裁に控訴し、争点を明確にして、新たな資料、証言が広がるよう、ネットワークづくり、傍聴参加、資金づくりなどの全国支援の見通しを立てる。「国賠訴訟を支援する会」を再発足させて取り組めるよう支援する。

2、関東信越厚生局、社会保険審査会への取り組みとともに船員保険部への裁判となる可能性もあり、弁護士形成を呼び掛ける。8月20日に「ビキニ核被災検証会」と東京の弁護士メンバーとの打ち合わせ会で、今後の方向を協議し、高知の申請者訪問調査などを準備する。今後、労災申請を希望する人の追加の時期が来たら全国的に貨物船などの被災船員を含め申請を呼びかける、

引き続き県健康対策部の協力を得て、元乗組員の死亡原因調査、高知県内元被災漁船員への健康相談会の開催や保健士の「ビキニ事件学習会」を開催する。

当面、健康を害し、外出困難な被災船員の訪問診断の準備を進める。被災船員・遺族の生活支援をふくめ、県で条例など救済可能な方法の検討を呼びかける。

核実験被災船員救済の特別立法を

1、被災船員（第5福竜丸・船舶を含む）を救済する新しい法律「核実験被災船員救済特別措置法」（仮称）制定に向けて、弁護士・研究者と協議の場を設置し、超党派の国会議員立法提案の全国支援要請に取り組む。また、この立法化の取り組みは、核兵器禁止条約6条の核実験のヒバクシャ救済の道を世界に先駆けて具体化する活動として国際的連帯の中で進める。

2、高校生とつくる「核兵器禁止条約教材を世界のこどもたちに」プロジェクトを広げ、国連などに核実験被災を人権問題として学ぶ機会づくりを呼びかける。

8月月5～6日、全国高校生平和集会に。幡多ゼミ生・顧問が参加し、ビキニ事件と核兵器禁止条約教材を世界のこどもたちに」プロジェクトの呼びかけをする。また、10月6～8日韓国・釜山の教員組合・研究者などに核兵器禁止条約教材を世界のこどもたちに」プロジェクトの普及と来年8月の「都賀ダム平和記念碑10周年の集い」（朝鮮半島犠牲者の追悼碑）の打ち合わせに顧問中心に訪問する。

)

3、当面、高知で開かれる「全国母親大会」（8月25～26日）など関連する会に呼び掛けてゆく。